

經濟論叢

第九十一卷 第三號

故 汐見三郎博士遺影

オーベル・シュレージェン

製鉄業の再編過程……………大 野 英 二 1

プレハーノフの

ロシア資本主義論(三)……………田 中 真 晴 26

セルデン特許と

Electric Vehicle Co. ……………岡 田 賢 一 49

故 汐見三郎博士略歴・主要著書論文目録……………61

追憶文(中谷 実・柏井象雄・田杉 競)

昭和三十八年三月

京都大學經濟學會

オーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程

——マダウエーレン
大貴族経営の類型的特質——

大野 英 二

まえおき

一八世紀中葉から一九世紀初頭にかけて、プロイセン絶対主義により上から創出されたオーベル・シュレージエン鉱山業における王立特権企業は、先進イギリスの新技術ならびに熟練労働力の培養基としての役割を果しつつ、三
月前期Vormärzにその発展の頂点に達した。当面の分析対象たる製鉄業における技術的諸変革を指標にとるなら
ば、(1) 一七九六年の水力送風に基づく大陸最初のコークス高炉を擁する王立グライヴィッツ製鉄所 Königliche
Hütte zu Gleiwitzの設立、(2) 一八〇二年に蒸気力送風に基づく大陸最大のコークス高炉を擁する王立ケーニッ
ヒ製鉄所 Königliche Eisenhüttenwerke Königsbütteの設立、(3) 一八二〇年代のプロイセン国庫のリブニーク
鉄工所 Rybniker Eisenwerkeにおけるバッドル法の導入、(4) 一八三四年の王立マラバーネ製鉄所 Königliche
Eisenhüttenwerke Malapanehütteにおける熱風炉の導入、(5) 一八六三年の王立ケーニヒ製鉄所におけるベ
ッセマー法の導入等⁶⁾、いずれも新技術の先駆的な移植が示されている。このようなオーベル・シュレージエン製鉄

業における王立製鉄所の主導権は一八三六—一三九九年にベンケル伯 Graf Hugo Henckel von Donnersmarck-Beuthen-Siemianowitz によりその所領の炭坑地帯に建設されたプロイセン最大かつ最新鋭のラウラ製鉄所 Laurahütte bei Siemianowitz をはじめ、一連の私立製鉄所が抬頭するにともない、大貴族経営の掌に移行しつつあった。しかも、一九世紀中葉、ほぼ一八四八年の三月革命から一八七一年の新ドイツ帝国創立にいたる四半世紀は、オーベル・シュレージエン製鉄業における主導権のこうした王立特権企業から大貴族経営への移行という意味においてのみでなく、プロイセン王国の石炭・鉄鋼業の主軸のオーベル・シュレージエンからライン・ヴェストファーレンへの推移という意味においても、まさしく二重の意味でオーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程を示すものである。小論では、この再編過程にある製鉄業を一環にくみいれていた大貴族経営の存在形態を析出し、その類型的特質の把握のために若干の照明をあたえべく試みた⁸⁾。

(1) 拙稿「オーベル・シュレージエン製鉄業の創出過程」、経済論叢第八巻第五号一九六〇年、を参照されたい。

(2) Vgl. R. Seidel, Die Königliche Eisengießerei zu Gleiwitz, Zeitschrift für Berg-, Hütten- und Salinenwesen in Preussischen Staate (以下 ZfBHS と略記) Bd. 44, 1896, SS. 374-375.

(3) Vgl. Gustav Felsch, Die Wirtschaftspolitik des preussischen Staates bei der Gründung der oberschlesischen Kohlen- und Eisenindustrie, ZfBHS, Bd. 67, 1919, SS. 345-361.

(4) Vgl. Hermann Fechner, Geschichte des Schlesienschen Berg- und Hüttenwesens in der Zeit Friedrich's des Großen, Friedrich Wilhelm's II. und Friedrich Wilhelm's III. 1741 bis 1806, ZfBHS, Bd. 50, 1902, SS. 762-765.

(5) Vgl. M. Gentzen, Denkschrift zur Feier des hundertfünfzigjährigen Bestehens der Königliche Hütte zu Malapane, ZfBHS, Bd. 52, 1904, S. 214.

(6) G. Felsch, a. a. O., S. 365.

(5) Karl Tanzer, *Die oberschlesische Eisen- und Stahlindustrie bis zum Ersten Weltkrieg*, in der: *Deutschlands verlorene Montanwirtschaft*, hrsg. von P. H. Seraphim, 1955, S. 17.

(8) 北条功「プロシア『農民解放』期における共同地をめぐる諸問題——特にシュレージエンを中心として——」、『社会経済史大系』四弘文堂刊所収、一九六一年、肥前栄一「プロイセン絶対主義の鉱業政策とオーベル・シュレージエン鉱山業」、経済論叢第八七巻第六号一九六一年、住谷一彦「マックス・ヴェーバーの『世襲財産』論」、立教経済学研究第一六巻第三号一九六二年、を併せて参照せよ。

一 大貴族経営の分析 その一

——レナルト伯の企業群の分析を中心に——

第1表¹⁾の示すように、一九一二年にオーベル・シュレージエン製鉄業に就業する労働者総数四九、六四八人のうち四四、五五四人、すなわち八九・七%は八製鉄所に雇用されているのであるが、それらの社会的系譜を追跡すればあい、おおよそ以下の四群が認められる。第一は、一七五三年に設立された最初の王立製鉄所たる王立マラバーネ製鉄所をはじめとする王立特権企業群²⁾〔I〕、〔VII〕であり、第二は、マックス・ヴェーバーによりシュレージエンの『直参貴族工業』(Starostenindustrie)と規定されたところの³⁾「エンケル伯らの大貴族⁴⁾ Magnatenの特権企業群〔I〕、〔II〕、〔IV〕、〔VI〕、〔VII〕」である。第三は、ホイテンの個人金融業者フリードリッヘンダー Moritz Friedländer、レヴ Simon Levy、プレスラウの商人レーヴェンフェルト David Löwenfeld 等により一八四〇年にホイテンに設立されたフリーデン製鉄所 Kokshochofenwerk Friedens Eisenhütte、プレスラウの鉄商カロ Eisenfirma Caro & Sohn により一八四八年にラバントに設立されたヘルミーネン製鉄所 Hemmehütte⁵⁾、商人ザックス Elias

第1表 1912年のオーベル・シュレージエンの製鉄所

企 業	主 要 生 産 部 門	(コークス施設を除く) 製鉄所経営に就業する労働者
[I] Vereinigte Königs- und Laurahütte, Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb, Berlin	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 圧延, 鋼管, 構造物, 橋梁, 車輛, 車輪, 軋轍器, 発条ばね, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑, 石灰坑, ドロマイト坑, 煉瓦製造等	13,061人 (オーベル・シュレージエン製鉄業に就業する労働者総数 49,648人のうち 26.3%)
[II] Oberschlesische Eisenbahn-Bedarfs-Aktiengesellschaft, Friedenshütte	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 圧延, 鋼管, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑等	8,825人 (17.8%)
[III] Bismarckhütte, Aktiengesellschaft, Bismarckhütte.	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 圧延, 鋼管, 構造物, コークス製造, 鉄鉱石坑等	7,251人 (14.6%)
[IV] Oberschleische Eisenindustrie Aktien-Gesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb, Gleiwitz	製鉄, 製鋼, 鍛造, 圧延, 針金製造, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑等	7,096人 (14.3%)
[V] A. Borsigsche Berg- und Hüttenverwaltung, Borsigwerk	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 圧延, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑等	2,649人 (5.3%)
[VI] Kattowitzer Aktiengesellschaft für Bergbau und Eisenhüttenbetrieb, Kattowitz.	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 圧延, 構造物, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑等	2,258人 (4.5%)
[VII] Königliche Hütte in Gleiwitz und Malapanec	鑄造, 鋼管, 構造物, 機械製作, 機械修理	1,712人 (3.5%)
[VIII] Donnersmarckhütte, Oberschlesische Eisen und Kohlenwerke, Aktiengesellschaft, Zabrze	製鉄, 製鋼, 鑄造, 鍛造, 鋼管, 構造物, 機械製作, 機械修理, 石炭坑, コークス製造, 鉄鉱石坑等	1,702人 (3.4%)

Sachs およびハムマー Salomon Hammer により一八七二年に設立されたヒスマルク製鉄所 Bismarckshütte⁵⁾等のことき、商業資本の産業資本への転化に基づく企業群〔Ⅰ〕、〔Ⅱ〕であり、第四は、ベルリンの機械工場主エッグヘルス Franz Anton Eggels が一八三八年にポイテンに設立したアイントラハト製鉄所 Eintrachthütte⁶⁾、ベルリンの機械工場主ボルジッヒ Albert Borsig により一八六四—一八六八年にポイテンに設立されたボルジッヒ製鉄所 Borsigwerk⁷⁾等のことき、ベルリンの産業資本がオーベル・シュレージエンに素材生産部門を確保するために設立した分枝企業群〔Ⅴ〕である。こうした企業群のなかで、王立特権企業群にかわって主軸的地位を占めるにいたったのは、大貴族^{大貴族}の特権企業群である。

- (1) H. Voltz, *Handbuch des Oberschlesischen Industriebezirks*, Band II der Festschrift zum XII. Allgemeinen Deutschen Bergmannstage in Breslau 1913, 1913, SS. 392-393.
- (2) Max Weber, *Agrarstatistische und socialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen (1904)*, Gesam-melte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924, S. 353, Fußnote.
- (3) Bruno Knochenhauer, *Die ober-schlesische Montanindustrie*, 1927, S. 27., K. Tanzer, a. a. O., S. 20.
- (4) Cornelius Netter, *Die geschichtliche Entwicklung der Herminenhütte in Laband, O-S., in den Jahren 1848 bis 1926*, Stahl und Eisen 51. Jahrg. Nr. 39, 1931, S. 1189.
- (5) Sidney Osborne, *Die ober-schlesische Frage und das deutsche Kohlenproblem*, 1921, S. 183., K. Tanzer, a. a. O., SS. 24-25.
- (6) K. Tanzer, a. a. O., SS. 18-19., Norman J. G. Pounds, *The Upper Silesian Industrial Region*, 1958, p. 104.
- (7) Fritz Pachtner, *August Borsig*, 1943, SS. 288-289.

ザッペトラーにより領主制的企業家 Grundherrlicher Unternehmer 類型として把握された¹¹⁾このオーベル・シ

シュレージエンに特徴的な大貴族経営の類型的特質を析出するために、まずさしあたって、レナルト伯の企業群の分析に着手しよう。

I 株式会社『ミネルヴァ』の成立 レナルト伯の企業群を総括した株式会社『ミネルヴァ』の前史は、コロナ伯 Graf Colonna の所領グロッセ・シュトラーリツ Herrschaft Groß Strehlitz に一七世紀はじめから存在したという領主制農場用鍛冶場に遡る。²⁾ ノルベルト・コロナ伯 Graf Norbert Colonna の管理下のルッパ炉は一七五五年に年間約一、五〇〇ツェントナーの棒鉄を生産したにすぎなかったが、フィリップ・コロナ伯 Graf Philipp Colonna の管理下に木炭高炉やフリッシェ炉があいついで建設され、一八〇四年には木炭高炉三、フリッシェ炉一五、延棒ハムマー³⁾二の設備により、年間約二〇、〇〇〇ツェントナーの銑鉄と約一六、〇〇〇ツェントナーの棒鉄が生産され、コロナ伯は、「オーベル・シュレージエン製鉄業の本来の父であり、最初の直接の指導者である」とさえいわれている。⁴⁾ このコロナ伯の所領においては、「当時、製鉄所、農業および林業はなお比較的密接に結合していた」と叙述されているように、大貴族の巨大地所有から自然的に生み出されていたところの、耕地所有・山林所有および工鉱業経営の三者の前期的結合経営が大貴族経営の特質を形成していた。⁵⁾

ところで、一八〇七年にフィリップ・コロナ伯はハンガリーで死亡し、その所領は、女婿ガストハイム男 Baron Gastheim の管理を経て、一八一五年にガストハイム男の女婿レナルト伯 Graf Andreas Maria Renard の所有となった。⁶⁾ あたかも、王立特権企業群の成果に刺戟されて大貴族経営の抬頭の過程にあたり、レナルト伯は一八一九年のレナルト製鉄所 Renardshütte の設立、一八三六年のザワズキ製鉄所 Zawadzki-Werke の設立等、所領の各地に製鉄所を大規模に増設し、一八五一年にはフリーデン製鉄所を購入した。⁷⁾ その企業群は、一八五三年

に、オーバー・シュレージエンの鉄鉄生産高の約一〇%（一五〇、〇〇〇ツェントナー）、鍊鉄生産高の約二五%（一三〇、〇〇〇ツェントナー）、鉄板生産高の約二五%（二五、〇〇〇ツェントナー）を占めるにいたり、¹⁰⁾ レナルト伯はヘンケル伯につぐオーバー・シュレージエンの一大生産者となったのである。

こうしたレナルト伯の製鉄所の全施設は、所領の北部や石炭坑持分等とともに、総額四〇〇万ターラーで、一八五五年にレナルト伯をはじめブレスラウ、ベルリンおよびハムブルクの商人ならびに金融業者によつて設立された『ミネルヴァー・シュレージエン製鉄・林業・採鉱会社』（Minerva, Schlesische Hütten-, Forst-und Bergbau-Gesellschaft）へ売却され、¹¹⁾ 株式会社形態のもとに、「大貴族の所有から発生したところの、農林業経営と大工業管理との統一」¹²⁾ が創出されたのであるが、レナルト伯は株式資本四〇〇万ターラーのうち一〇〇万ターラーを所有して管理役会長の地位を保持しており、¹³⁾ 株式会社『ミネルヴァー』は大貴族経営のたんなる形態転化にすぎなかった。株式会社『ミネルヴァー』においてまず注目される点は、そこに占める土地所有の比重である。その土地所有の内訳は、(1)菜園、敷地、牧草地等、四、四七三モルゲン、(2)耕地、八、八六八モルゲン、(3)現存山林面積、一一二、六九三モルゲン、(4)池、二、〇一三モルゲン、(5)放牧場、直接利用されていない種々の地所、三、〇八三モルゲン、合計一四〇、一三二モルゲンであり、モルゲン当り一八ターラーと評価されて、二、五二二、三八〇ターラー、つまり株式資本の半ば以上が土地所有に投下されていたのであつて、¹⁴⁾ 株式会社『ミネルヴァー』は、まさしく「最も主要な部門におゝて土地 Grund und Boden に基礎をおゝてゐた」¹⁵⁾ のである。その土地所有の根幹をなす山林所有は年に四〇、〇〇〇クラフテルの木材の利用を可能にし、¹⁶⁾ 耕地や牧草地は、種々の製鉄労働者や山林労働者や炭焼夫等に賃貸された。¹⁷⁾

この歴大な山林所有とは対照的に、株式会社『ミネルヴァ』の石炭坑持分は合計一六八、一七五ターラーにすぎず、土地所有二、五二二、三八〇ターラーはもとより、製鉄所施設六二二、〇〇〇ターラーをも著しく下廻り、この点からも、株式会社『ミネルヴァ』が、まさしく産業革命のさなかにおける木炭高炉からコークス高炉への劇的な転換期に、鉄と石炭との結合のうえにはなく、鉄と山林との結合のうえに立脚して発足したことは明瞭である。総じて、オーベル・シュレージエンの製鉄業は、歴大な山林所有の利害に制約されて、木炭高炉からコークス高炉への転換が阻害され、銑鉄生産のうち、一八五二年に五五・三%、一八六〇年に三六・五%が木炭銑鉄であったが、株式会社『ミネルヴァ』のばあい、その銑鉄生産能力二四〇、〇〇〇ツェントナーのうち六二・五%を木炭銑鉄が占めていたのである。²¹⁾ともあれ、製鉄業において木炭高炉からコークス高炉への転換がすすむにともない、歴大な山林所有は株式会社『ミネルヴァ』の非有機的所有部分となり、山林所有への異常に大きな資本の固定はその経営の破綻を招来する一因となった。²²⁾

- (1) Heinz Sachler, *Wandlungen des industriellen Unternehmers in Deutschland seit Beginn des 19. Jahrhunderts*, 1937, S. 6. チャントラーは「一八〇〇—四〇年の期間について約二〇〇の産業企業家の社会的系譜を検討し、領主制的企業家 Grundherrlicher Unternehmer、問屋制的企業家 Verlagsunternehmer、技術者の企業家 Technikerunternehmer の三企業家類型を析出している。しかし、チャントラーによれば「一八四〇—九〇年の期間に、三企業家類型は決定的に改造され、統一的な企業家類型として工場生産者 Fabrikant が前面におしだされてくるという (ibid., S. 24)」。われわれは、資本循環論の視角から、一八三〇—七〇年代の産業革命期に出揃ってくる領主制的生産者類型、問屋制的生産者類型、技術者の生産者類型の三資本類型を析出して、ドイツ資本主義社会の経済循環(再生産構造)を把握しようと企図しているが、小論において検討される領主制的生産者類型の解体は、一八一八年革命とヴァイマル共和制の成立によるブルジョア的変革をまつて遂行される点に注目すべきである。こうした資本類型の把握にかんしては、松田智雄「関税同盟前史序論」(一)、史学雑誌第五五編第一一

号第一二号一九四四年、松田智雄「土地所有と産業資本」、同編著『近代社会の形成』要書房刊所収、一九五四年、大野英二・住谷一彦「レーニンの『エンカールのブルジョア的』範疇規定について——ドイツ資本主義分析視角の再検討——」、『土地制度史学第一七号一九六二年』および近く発表を予定している大野英二・住谷一彦「ドイツ資本主義分析と『資本類型』」、「日本資本主義分析の基本問題」春秋社近刊所収、一九六三年、を参照されたい。

- (2) K. Tazzer, *a. a. O.*, S. 15.
- (3) Albert Hempelmann, *Die Minervia Schlesische Hütten-Forslund Bergbau-Gesellschaft*, 1936, S. 18.
- (4) B. Knochenhauer, *a. a. O.*, SS. 26-27.
- (5) *ibid.*, S. 26.
- (6) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 20.
- (7) シェーネマンの大貴族経営^{グレート・ノブリス・エグゼクティブ}または「マックス・ウェバーのいわゆる直参貴族工業に特徴的な前期的結合経営が近代的結合経営ならし近代の混合企業とは全く異つた歴史的規定性を有する点で」として、Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Grundriss der Sozialökonomik III, 1922, S. 214. を参照せよ。
- (8) A. Hempelmann, *a. a. O.*, SS. 22-23.
- (9) Walter Kuhn, *Siedlungsgeschichte Oberschlesiens*, 1954, S. 241.
- (10) K. Tazzer, *a. a. O.*, S. 19.
- (11) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 26, W. Kuhn, *a. a. O.*, S. 241.
- (12) B. Knochenhauer, *a. a. O.*, S. 29.
- (13) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 26.
- (14) *ibid.*, S. 27.
- (15) *ibid.*, S. 27.
- (16) *ibid.*, S. 27.
- (17) *ibid.*, S. 26.
- (18) *ibid.*, S. 27.

- (18) *ibid.*, S. 31.
 (19) *ibid.*, S. 30.
 (20) 前掲拙稿、六三ページ第8表を参照せよ。
 (21) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 30.
 (22) *ibid.*, SS. 27-28.

II 株式会社『ミネルヴァ』の解体 株式会社『ミネルヴァ』は、一八五五年一〇月二日に国王の認可を経て、さしあたって四〇〇万ターラーの株式資本で発足し、レナルト伯をはじめ会社発起人から管理役となった一〇人の首脳部の専制的な運営のもとにあった。¹⁾ あたかも一八五二―五六年の最初の『創立熱狂の時代』をむかえて、株式会社『ミネルヴァ』は、製錬・圧延部門を拡充するとともに、²⁾ そのフリーデン製鉄所にオーベル・シュレージエン最大の出鉄量を示すコークス高炉を四基増設して、六基のコークス高炉を擁するにいたったが、新設コークス高炉のうち二基は技術上の誤謬のため稼動しなかった。³⁾ しかも、一八五七年の恐慌が勃発し、株式会社『ミネルヴァ』は再編成を余儀なくされた。

第2表 ミネルヴァ
株の相場

1855年11月	106~107%
1856年1月	102 $\frac{1}{2}$ ~103
12月	95 $\frac{1}{2}$
1857年3月	99 $\frac{1}{2}$
12月	75
1858年1月	81
12月	52
1859年4月	25
12月	27 $\frac{1}{2}$
1860年5月	29 $\frac{1}{2}$
12月	14
1961年6月	24 $\frac{3}{4}$
12月	15
1862年1月	15
1863年1月	35
1865年1月	20
1866年3月	41 $\frac{1}{8}$
12月	30
1867年	} 28~38
1868年	
1869年1月	35
12月	48

一八五七年四月一七日の株主総会で、管理役会長レナルト伯は、『ミネルヴァ』は、ことに、株式の資本価値が専ら土地所有により抵当権上保証されており、したがって、ただ工業経営にのみ基礎のある他の企業がさらされるような動揺に服しないことによって、すべての他の工業企業にたいしてきわだっている」と述べていたが、株式会社『ミネルヴァ』の経営の破綻は、第2表⁵⁾の示すように、その株式相場の急激な下落のうちにも表現されてくる。もとより、こうした事態はオーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程と関連させて把握されなければならない。ドイツ産業革命のさなかに、広汎に分布する鉄加工業を、基盤に急速に抬頭するライン・ヴェストファーレン石炭⁶⁾・鉄鋼業の側庄のもとに、かつてはプロイセンにおいて主導的地位を占めていたオーベル・シュレージエン製鉄業は、東エルベの狭小な市場の制約とあいまって、第3表⁶⁾の示すように、著しく停滞の影をやどし始めたのであり、オーベル・シュレージエン鉱山業は製鉄業よりもむしろ石炭鉱業や亜鉛鉱業に重点を移していった。かくして、大貴族経営のなかでも、なお木炭高炉が量的に優越した製鉄業に重点があり、劣弱な石炭鉱業を有するにすぎないレナルト伯の株式会社『ミネルヴァ』のごとき経営はいちはやく解体の危機を迎えたのである。⁷⁾

すでに一八六一年五月八日の株式会社『ミネルヴァ』の株主総会において、会社財政再建のために土地所有売却案が提出されていたが、一八六四年に工業施設から最も離れていた所領の合計四七、五二七モルゲン⁹⁾、一八六五年にさらに約二一、〇〇〇モルゲンが売却された。¹⁰⁾しかし、こうした土地所有の売却によっても会社財政再建は成功せず、管理役会から旧株二株の新株一株への併合による減資案が提起されるにいたり、おそらくはフリードレンダーやレーヴェンフェルトらの主導するプレスラウ・グループを中核とするものと推定されるところの、¹¹⁾反対派株主グループが形成され、この圧倒的優位のもとにレナルト伯の専制的支配は崩壊した。¹²⁾

第3表 ライン・ヴェストファーレンとシュレージエンとの
鉄鉄・粗鋼および鋳物の生産高

	ライン・ヴェストファーレン (ザール、ジーガーラントを含む)			シュレージエン		
	鉄 鉄	粗 鋼	鋳 物	鉄 鉄	粗 鋼	鋳 物
1847	57,380	6,931	15,958	44,583	116	7,300
1848	52,753	6,511	12,476	47,214	34	5,077
1849	48,902	6,102	9,113	46,029	63	3,656
1850	56,145	5,451	12,932	53,924	48	3,464
1851	63,177	6,198	10,485	60,506	29	4,175
1852	76,632	5,618	12,215	63,562	—	5,629
1853	106,392	6,725	14,056	67,685	552	6,838
1854	141,456	7,327	17,332	75,883	121	10,141
1855	182,856	7,454	16,864	74,817	46	10,290
1856	230,252	7,720	19,304	83,901	1,339	9,816
1857	255,206	6,306	21,678	95,834	—	8,689
1858	270,787	7,880	19,822	93,755	—	10,134
1859	263,928	5,030	14,151	97,536	220	8,390
1860	269,298	3,974	14,610	88,829	385	10,819
1861	312,704	7,482	13,746	96,233		12,199
1862	378,615	7,768	12,024	109,522		11,982
1863	442,018	19,997	18,293	136,880		13,612
1864	495,236	36,735	15,904	139,255		13,794
1865	529,107	47,085	18,075	161,251		11,166
1866	549,740	45,636	17,263	179,636		8,782
1867	528,829	66,614	14,223	189,700		8,879
1868	601,741	69,845	17,474	258,982		10,815
1869	632,358	136,651	17,208	230,106		11,286
1870	620,480	134,968	11,337	237,632		9,688

オーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程

第九十一卷 一六八

第三号

一一

一八七一年一月二二日の臨時株主総会で、株式会社『ミネルヴァ』の清算と、株式会社『オーベル・ベダルフ』(Oberschlesische Eisenbahn-Bedarfs, A. G.)の新設の方針が、四〇票対一票の圧倒的多数で可決され、旧会社は、新会社の一八七一年二月一日付の定款による株式資本二、五〇〇、〇〇〇ターラのうち二、二五〇、〇〇〇ターラを出資した。¹³⁾ そのばあい、株

式会社『ミネルヴァ』の二二〇、〇〇〇モルゲンの広大な土地所有のうち約五、〇〇〇モルゲンのみが株式会社『オーベル・ベダルフ』へ移行しただけであり、他は別途に売却され、その購入者はレナルト伯父子であったと推定されており、¹⁴⁾「工業企業への関心はかれらからおそらく過ぎ去って、かれらは農・林業へ引退した」とヘムペルマンはいう。株式会社『ミネルヴァ』の清算は一八七七年に完了するのであるが、このばあいには、まさしく新ドイツ帝国創立の時点で大貴族経営^{グレート・ノーブル・マネジメント}における前期的結合経営の解体の方向が明示される。

(1) Vgl. A. Hempelmann, *a. a. O.*, SS. 34-35. 株式会社『ミネルヴァ』においては、たとえど、(i)大株主の投機的策動に基つて経営の提乱(*ibid.*, S. 47)、(ii)減価償却を全くなすおぼろにした高率の配当政策(*ibid.*, S. 63)、(iii)会社存続の全期間にわたり、損益計算や資産表を公表しなす秘密主義の基調(*ibid.*, S. 60)等の前近代的経営方式が認められる。

(2) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 37 u. S. 43.

(3) *ibid.*, S. 37.

(4) *ibid.*, S. 42.

(5) *ibid.*, SS. 37-82 なる構成。

(6) Hans Marchard, *Statistik der deutschen Eisenindustrie*, 1939, S. 69 u. S. 81

(7) 一八五六年に設立された Tarnowitzer Aktien-Gesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb 及び Schlesische Bergwerks-und Hütten-Aktien-Gesellschaft Vulcan と株式会社『ミネルヴァ』と相似した発展傾向を示す (A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 29)。

(8) A. Hempelmann, *a. a. O.*, S. 56.

(9) *ibid.*, S. 64.

(10) *ibid.*, S. 67.

(11) N. J. G. Pounds, *op. cit.*, p. 107.

(12) A. Hempelmann, *a. a. O.*, SS. 72-78.

(13) *ibid.*, S. 87.

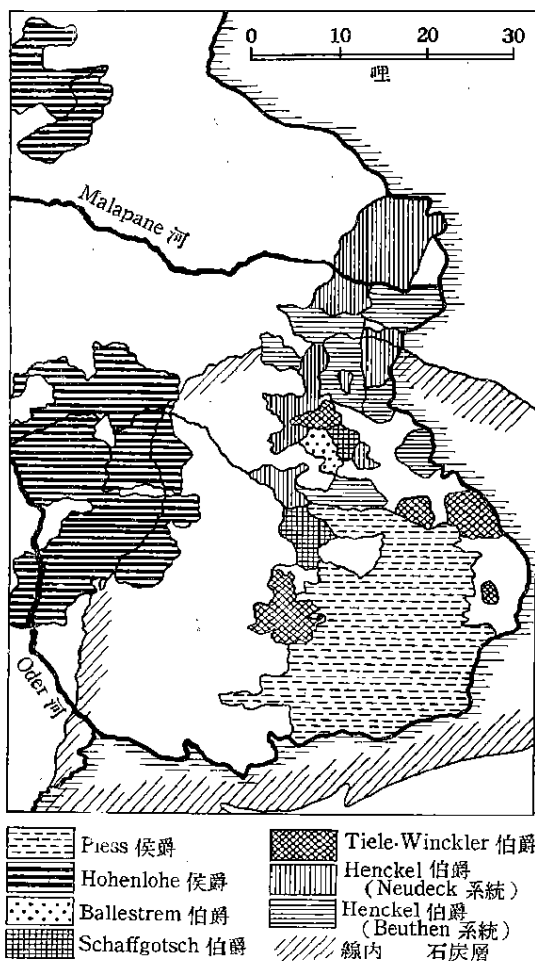
(14) *ibid.*, S. 88.

二 大貴族経営の分析 その二

——ヘンケル伯の企業群の分析を中心に——

マックス・ヴェーバーによりシュレージエンの直参貴族工業の特殊な代表者といわれたヘンケル伯は、オーベル・シュレージエンの大貴族のなかでも工鉱業経営において最も主導的な役割を果たしていた。ヘンケル家は一五世紀はじめニーダー・ラインから水害のためハンガリーへ移住したものと推定されており、一五五〇年ころ上部ハンガリー・ツイプス地方のロイチャウに生まれたラツァルス・ヘンケル・フォン・ドネルスマルク Lazarus Henckel von Donnersmark の時代に、ヘンケル家はヴィーンの前期的商業と高利貸資本としてきわだった活躍を開始した。ラツァルスは、一五八一年にヴィーン市の市民権を取得し、ニュールンベルクの毛織物のヴィーンや東方への販売、東方の皮革の販売、オーストリーの大鎌・刃物類のハンガリーやジューベンブルゲンへの輸出、葡萄酒の大規模な取引、ハンガリーやジューベンブルゲンやワラキアの家畜のヴィーンや上部ドイツでの販売等、多様な隔地間商業に従事して、そこから抽出した前期的商業利潤を基礎に、鉱山業へ進出し、フッガー家の巨富の形成に大きな役割を演じたハンガリーのノイゾールの銅山にも投資したが、さらにハップスブルグ家の大債権者になりあがった。一五九三年にルドルフ二世が対トルコ戦争を開始するとともに、ヘンケル家のカイザーにたいする貸付は激増し、一七世紀はじめには一〇〇万フロリンに達している。こうした巨額の封建的債務の一部分はヘンケル家

第1図 オーベル・シュレージエンの大貴族の巨大土地所有



への土地所有の賦与の形態で償却され、そのうち最も主要なものは、所領ポイテン^{ポイテン}「オーデルベルク」のヘンケル家への譲渡であり、二代ラツアルスのおり、一六三二年にこの所領の取得の実現により、ヘンケル家は上層貴族の大

土地所有者の階層に、ひいては第1図⁵⁾の示すように、オーベル・シュレージエンの大貴族^{グランド・フナリ}の巨大地所有者の階層に加わったのである。と同時に、ヘンケル家に鉱業特権^{ベルンゲル}が賦与された点は重要である⁶⁾。二代ラツァルスの取得した鉱業特権^{ベルンゲル}の内容は、(1) 銀の十分の一税徴収権、(2) 洗鉱された銀鉱石の九槽につき一槽徴収権^ゲ、(3) 各一マルク(1 $\frac{1}{2}$ ポンド)の精鍊銀につき三シュレージエン・ターラー(七・二マルク)のいわゆる『マルク・ゲルト』徴収権、(4) 製鍊所賃借料徴収権、以上にあつた。このヘンケル家の鉱業特権^{ベルンゲル}の内容は、シュレージエンのプロイセン領有への移行(一七四〇年)以後、若干の変遷をへてゐるのであるが、それはさておき、ヘンケル伯をはじめオーベル・シュレージエンの大貴族^{グランド・フナリ}に特徴的な鉱業特権^{ベルンゲル}の最終的揚棄は、一九一八年革命によるヴァイマル共和国制成立の時点、ヴァイマル憲法 Reichsverfassung vom 11. August 1919 第一五五条⁹⁾に基づくプロイセンの一九二〇年一〇月一九日の法律により遂行されてゐる¹⁰⁾。ところで、ヘンケル家は、一六七〇年以降、ボイテン・シーミアノヴィッツ Beuthen=Siemianowitz 系統とタルノヴィッツ・ノイデック Tarnowitz=Neudeck 系統との二系統に分れた。ボイテン系統は、すでにフリードリッヒ大王治下に三代ラツァルスが工鉱業経営を展開し、初代フリーゴ・Hugoの活動により一八六九—七〇年に製鉄業経営の頂点に到達し、その後も、石炭鉱業や亜鉛鉱業において重要な役割を果してゐた。これに反して、ノイデック系統は、その工鉱業経営をむしろ一九世紀後半に大規模に發展させたのであり、グヴィドー Guidoの主導のもとに二〇世紀初頭に頂点に到達した。このように、ヘンケル家の二系統の所領の工鉱業経営の發展にはかなりのずれが示される。

(1) M. Weber, *Agarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen* (1904), G. A. S. S. 1924, S. 353 Fußnote.

(2) Margarete Czaja, *Der industrielle Aufstieg der Beuthen-Siemianowitzer und Tarnowitz-Neudecker Linie der Henckel v. Donnersmarch bis zum Weltkrieg*, 1936, S. 14., Vgl. Alfons Perlick, *Oberschlesische Berg- und Hüttenleute*, 1953, S. 39 ff.

(3) J. Kallbrunner, "Lazarus Henckel von Donnersmarch", in der: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 24 Band, Heft 2, 1931, SS. 142-156 の紹介を含む大塚久雄「歐洲經濟史に関する最近の論文若干」經濟學論集新巻第九号一九三一年一〇五〜一〇六ページを参照せよ。

(4) M. Czaja, a. a. O., SS. 13-16.

(5) N. J. G. Pounds, *op. cit.*, p. 13.

(6) Kurt Wiedenfeld, *Das Persönliche im modernen Unternehmertum*, 1911, S. 18. 彼は「カーンル・シヤーンシヤムの鉱山業に言及して」「カーンル・シヤーンシヤムにおいては、今日の所有配分の基礎は「ザール」と同様に、巨大な自己經營の構築に利用された大領主の古い特權 Regalrechte のうきだめたえられてゐる」と指摘されてゐる。

(7) M. Czaja, a. a. O., SS. 18-19.

(8) Vgl. H. Volz, a. a. O., SS. 123-130. ちよまたいび「前掲拙稿六四ページを参照せよ」。

(9) ヴァイマル憲法第一五五条(四)において「すべての土地の埋藏物、およびすべての經濟的に有用な自然力は、国の監督をうける。私の特權 (private Regale) は、立法の方法により、國に移されなければならない」と規定された(高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人權宣言集』岩波文庫、一九五七年「二四一ページ」)。

(10) Vgl. Alsleben, *Bergwerksabgaben*, in dem: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, Vierte Auflage, Band II, 1924, S. 514.

I ボイテン系統の工業經營 ツィンデルマン 一七六八年に世襲財産ボイテンを相続したカトリック派の三代ラツァルスは、

鉄鉱石の採掘とその製鍊・加工に着手し、ボイテン系統の所領で一八〇五年に木炭高炉一基で八、〇〇〇ツェントナー、フリュッシェル四台で五、八〇〇ツェントナーが生産された。⁽⁴⁾しかし、三代ラツァルスの製鉄業における最大の

事業は、王立特権企業の成果に促進をうけた一八〇六年のカトヴィッツ郡のアントニー製鉄所 Antonienhütte におけるコークス高炉の建設であり、これは私企業によって設置されたシュレージエン最初のコークス高炉であった。さらに、初代フリーゴーによりコークス高炉四、パッドル炉二〇、⁴⁾ 庄延工場等の製鉄業の生産工程を一貫するブローセン最大かつ最新鋭のラウラ製鉄所が所領の炭坑地帯に建設され、王立特権企業群のうち最大のケーニツヒ製鉄所の生産力水準をも遙かに凌駕するにいたる。このようなヘンケル伯をはじめとする大貴族経営の抬頭にともない王立特権企業は衰退しはじめ、一八六九年にはケーニツヒ製鉄所のポイトン系統への払下げが実現し、ポイトン系統

第4表 1869年のヘンケル伯ポイトン
系統の工鉱業経営

	労働者数	生産額	占める割合 % エン全体に シュレージ オーバー・
炭坑	2,506	3,180,252	13
鉄鉱石採掘	750	556,913	32
鉄鉱(16高炉)	—	7,207,305	49
庄延工場	3,839	11,105,529	90
亜鉛製錬所	598	2,193,039	17

の製鉄業経営における活動は頂点に達した。そのオーバー・シュレージエン製鉄業に占める比重は、第4表の示すように、庄延製品においては独占的支配に近く、鉄鉄生産でもほぼ半ばを占めている。しかし、初代フリーゴーは一八七一年に、ラウラ製鉄所、ケーニツヒ製鉄所、付属石炭坑、鉄鉱石鉱区の一部等を一括して新設の株式会社合同ケーニツヒラウラ製鉄所へ一八、〇〇〇、〇〇〇マルクで売却し、オーバー・シュレージエン製鉄業における主導的地位から退いた。

一八七〇年代以後、ポイトン系統は、工鉱業経営の重点を製鉄業から鉄鉱石採掘や亜鉛鉱業や石炭鉱業へ移行させた。その鉄鉱石採掘高はオーバー・シュレージエンで消費される鉄鉱石の半ばを凌駕し、ポイトン系統のすべての鉄鉱石採掘は、一八八九年に新設された株式会社『オーバー・アイゼン』(Obers-

chlesische Eisenindustrie A. G.) へ賃貸されたのであるが、これは一九〇〇年のオーベル・シュレージエンの鉄鉱石採掘高三八二、六八九トンのうち三〇一、八五九トン（七八・一九％）を占めている⁸⁾。つぎに、亜鉛鉱業についてみるならば、ボイテン系統は、一八一八年のフーゴー製錬所 Zinkhütte Hugo や一八二〇年のリーベ製錬所 Zinkhütte Liebe など、いちはやく亜鉛製錬所を設立し、その生産高は一八六九年の六、三六五トンから一九一二年の二二、二七四トンへ倍加している⁹⁾。さらに、ボイテン系統の石炭鉱業は、一八九〇年代半ば以後にとくに急速に発展し、一九一三年にオーベル・シュレージエン石炭生産高の五・四九％（一、四〇六、六九四トン）を占めて、二三の石炭生産者中の第七位にあつた¹⁰⁾。

こうして、工鉱業経営における重点の推移が認められるとしても、工鉱業経営の起点となり基礎となつたのは、耕地・牧草地所有三、九一三ヘクタール、山林所有九、八六六ヘクタール、総土地所有一四、四一四ヘクタールに及ぶボイテン系統の巨大土地所有であり、東エルベの半封建的土地所有の一環に編み込まれ、いわゆる『領主地域の付属物』(Pertinenzen der Gutsbezirke) として、大貴族により独占的に支配される原料資源の各階梯における利用形態にすぎない工鉱業経営の資本循環は、土地所有から出発し、土地所有と結合する歴史的規定性を有する¹³⁾。

- (1) H. Koch, *Geschichte des Königl. Blei- und Silberbergwerks Friedrichsgrube bei Tarnowitz* O-Schl., ZfBHS, Bd. 32, 1884, S. 343.
- (2) M. Czajka, *a. a. O.* S. 27.
- (3) *ibid.*, S. 29.
- (4) K. Tanzer, *a. a. O.*, S. 17.
- (5) M. Czajka, *a. a. O.*, S. 42.

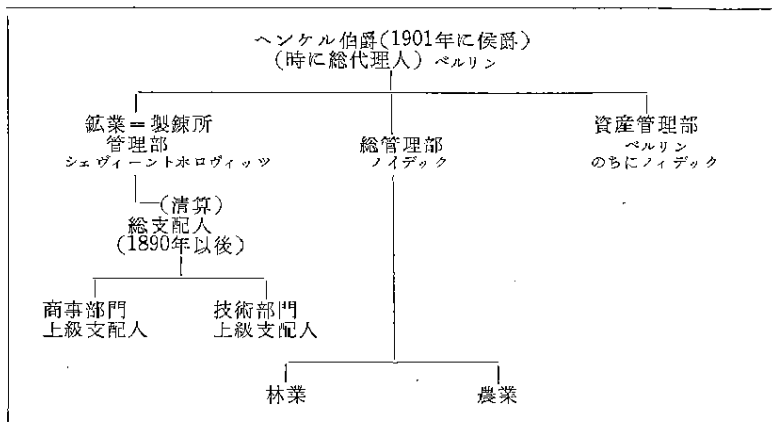
- (9) *ibid.* S. 43.
- (7) *ibid.*, S. 45.
- (8) Hans Gideon Heymann, *Die gewisschen Werke im deutschen Grossseisengewerbe*, Münchener Volkswirtschaftliche Studien, 65. Stück, 1904, S. 205.
- (6) M. Czaja, *a. a. O.*, S. 33. u. S. 46.
- (5) *ibid.*, S. 47.
- (4) Johannes Conrad, *Agrostatistische Untersuchungen, Der Großgrundbesitz in Schlesien*, Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 70, 1898, S. 713.
- (3) M. Weber, *a. a. O.*, S. 342, Fußnote.
- (2) 住谷一彦、前掲論文、ハニツーシでノシチェーシエンにおいて『資本』が『土地所有』に結びつく性格を有していたのに対応して、『賃労働』もまた『土地所有』と結合する性格を有していた」点が指摘されているが、この点はとくに留意を要する。

II ノイデック系統の工鉱業経営 福音主義派のノイデック系統の工鉱業経営は、一八四八年に一八歳で事業を

継承したグヴィドーによって大きく推進される。当時、所領の広大な農林業所有の大部分が小作にだされていただけでなく、石炭坑を除く工鉱業経営のすべてが賃貸されていたが、グヴィドーはまずこれを自己管理へ転換しようとして企図した¹⁾。グヴィドーは金融上の連繋をえるために一八四八年から一八七一年まで主にバリに滞在していたが、その間に工鉱業経営の自己管理への転換が徐々に実現され、グヴィドーの専制的支配のもとに、ノイデック系統の全所有は、第2図²⁾のごとく組織され、耕地・牧草地所有八、六二〇ヘクタール、山林所有一五、二九〇ヘクタール、総土地所有二五、一八九ヘクタールに及ぶ巨大土地所有³⁾がこの前期的結合経営の基礎をなしていた。

製鉄業では、グヴィドーは、一八二八年にカール・ラツァルス Karl Lazarus によって設立されたベスレン＝

第2図 ヘンケル伯爵ノイデック系統の管理組織



オーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程

フアルヴァ製鉄所 Bethlen-Falvahütte in Schwientochlowitz を一八五三年に賃貸関係から自己管理へ転換して、コークス高炉経営へ改造し、鑄造所・パッドル工場・棒鉄圧延工場・鋼管圧延工場等を増設した。⁴⁾ この製鉄所の一八九八年の株式会社形態への改組と同時に、鉄鉄生産の基礎を拡充するためにグヴィドーの株式所有がビスマルク製鉄所へ譲渡され、一九〇八年にはこれに統合されたが、グヴィドーは全企業に決定的影響力を維持していた。⁵⁾ また、一八五三年以降建設がすすめられたドネルスマルク製鉄所 Donnersmarckhütte in Zabrze も一八七二年に株式会社形態へ改組されているが、これは、グヴィドーの他の企業群のばあいと同様、企業拡張のための自己資金の欠如により株式会社形態による資本集中を展開するために遂行されたのではなく、むしろ時代の趨勢への形式的適合にすぎない。⁶⁾ さらに、グヴィドーは一八九六年にボムメルンのシュテッティンにクラフト製鉄所 Eisenwerk Kraft を設立した。これは、イギリスの石炭、スエーデンの磁鉄鉱石、スペインの鉄鉱石を原料基盤として、北ドイツの鑄造所に鉄鉄を供給したのであり、ロシア領やオーストリー領における工鉱業経営の展開と同様、大貴族

経営の蓄積した利潤』地代のオーベル・シュレージエン圈外への投下の一例をなす。

ノイデック系統の亜鉛鉱業の主軸をなしたのは、一八五三年に設立されたシュレージエン採鉱『亜鉛製錬株式会社 Schlesische Aktien-Gesellschaft für Bergbau und Zinkhuttenbetrieb zu Lipine (S. A. G.)』であらう。これは当時ヨーロッパ最大の亜鉛生産者であったベルギーの『ヴィエイユ・モンターニャ』(Vieille Montagne)およびプレスラウの金融業者レベック・ルッファー Loebbecke & Rutterらとともに、五〇〇万ライヒスターラーの株式資本で発足した。⁸⁾この会社は、フランス資本を大規模に導入しつつ、亜鉛生産の分野でギンシの企業 Bergwerksgesellschaft Georg von Giesches Erben in Breslau と比肩する巨大企業へ発展し、¹⁰⁾一九〇三年に、総管理部門六五人、石炭鉱業部門三、五六一人、亜鉛鉱業部門二、五六〇人、焙焼所・製酸工場部門五六一人、亜鉛製錬所部門一、三一九人、亜鉛庄延工場部門五八六人、副次経営部門四七四人、以上職員・労働者の合計九、一二六人を擁した。¹¹⁾グヴィドーが管理役会長の地位を生涯維持したこの株式会社『エス・アー・ゲー』の発展傾向は、まさしく株式会社『ミネルヴァ』のそれとは対蹠的であった。

ところで、ノイデック系統の工鉱業経営の端緒は、ボイテン系統のごとく鉄ではなく石炭にあった。グヴィドー登場のさいに、石炭坑が唯一の賃貸されていない所有であったことに基づくものである。その石炭生産高は一八六三年の七九、四八七トンから一九一三年の二、三七〇、六三九トンへ上昇して、オーベル・シュレージエン石炭生産高の五・四一%を占め、二三の石炭生産者中の第八位にあり、シュレージエン、ザクセン、ベルリン、ブランデンブルク等の東エルベ地帯のほか、ますます増大する比重をもつてガリシア、ロシア領ポーランド、オーストリー、ハンガリー等に販路をもとめた。¹²⁾

グヴィドーはさらに、山林所有の利用のために、セルロイド工場、製紙工場、人絹工場等をあいついで建設し、あるいはドイツ最大の過燐酸塩工場を設立して、ノイデック系統の工鉱業経営は多角化されるが、¹³⁾ 重点は徐々に製鉄業から石炭鉱業や亜鉛鉱業や化学工業へ移行しており、しかも、それらの基礎にあるものは依然としてその広大な土地所有であった。工鉱業経営の起点となり基礎となった大貴族^{グロブナール}的土地所有を拡大するために、グヴィドーは蓄積された利潤¹⁴⁾ 地代をたえず、オーベル・シュレイジエンの土地所有へ投下しただけでなく、ベルリンの土地所有等にも投下している。まさしく、ここには東エルベの半封建的土地所有と資本との癒着状態が見出されるのであり、¹⁵⁾ 土地所有と密着する資本類型を析出することが許されるであろう。¹⁶⁾

- (1) M. Czajka, *a. a. O.*, S. 63.
- (2) *ibid.*, S. 67.
- (3) J. Conrad, *a. a. O.*, S. 713.
- (4) M. Czajka, *a. a. O.*, S. 78.
- (5) *ibid.*, S. 81.
- (6) *ibid.*, S. 80.
- (7) *ibid.*, S. 81.
- (8) Vgl. *ibid.*, SS. 85-86.
- (9) *ibid.*, S. 76.
- (10) Vgl. H. Voltz, *a. a. O.*, S. 437.
- (11) *Zur Feier des 50 jährigen Bestehens der Schlesischen A. G. für Bergbau und Zinkhüttenbetrieb zu Lfipne, 1853-1903* 1903, S. 24.
- (12) M. Czajka, *a. a. O.*, S. 71. この石炭の流通過程を掌握したのは石炭商フリードマンダー *Firma Emanuel Friedlander &*

Co. in Gleiwitz, später Berlin 48° 9' 10" 東と 49° 10' 北と Wilhelm Treue, Caspar Wollheim und Eduard Arnold, Die Geschichte einer Kohlen-Großhandelsfirma von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis zum Jahre 1925, (I, II, Teil), in der: Tradition, Heft 2, 3, 1961 の興味ある叙述、および拙著『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣刊、一九五六年、七七八〜八五二頁を参照せよ。

(13) M. Czaja, a. a. O., S. 88.

(14) グワイドーの掌握下にある工鉱業経営は、製鉄業、亜鉛鉱業、石炭鉱業、化学工業等多岐にわたり、さらに、グワイドーは、ベルリン六大銀行の一つたるドレスデン銀行、電機工業のフリー・エー・ゲー・コンツェルン、レーヴェ・コンツェルンの武器生産部門の独立したドイツ武器―弾薬製作所、ポイテン系統のエス・アー・ゲー、合同ケーニヒ―ラウラ製鉄所その他の大企業の監査役を兼任しており、そうしたノイデック系統の支配体系は、ドネルスマルク・コンツェルンともいわれるように、一見、一大コンツェルンの相貌を呈していたが、生産過程の技術的連関を基盤として形成されたものではなく、この点に着目して、第一次世界大戦後のインフレーション期に発生したシュティンネス・コンツェルンとの相似面が指摘されるのは一広正鶴を射たものといえよう(M. Czaja, a. a. O., SS. 95-96)。しかし、相似面はその点のみに止まる。資産三億マルク以上と評価され、クルップ家と比肩する巨富を擁したグワイドーの専制的支配のもとにある前期的結合経営の基礎をなすものは、『国家のなかの国家』といわれるような鉱業特権をも保持するところの(cfr. N. J. G. Pounds, *op. cit.*, p. 27)世襲財産に固定された巨大土地所有であり、そこには東エルベの半封建的なエンカールの生産関係(利潤―地代範疇)が支配している。

(15) N. Czaja, a. a. O., S. 89.

(16) 領主制的生産者類型と規定されうるこの資本類型は、政治過程においては、大土地所有者と産業主との混合型を基本的性格とする自由保守党―帝国党として登場する(前掲拙著、一四三ページを参照せよ)。一八六七年に自由保守党を創立して、『プロイセンの軍事―官僚国家の基礎』を固持しようと企図したのは、はかならぬラティボル公 Herzog von Ratibor、ウイニスタ公 Herzog von Ujest、フレンス侯 Fürst Pless、リヒノフスキー侯 Fürst Lichnowsky、レナルト伯、フランケンベルク伯 Graf Frankenberg、フレンツェン伯 Graf Maltzan などのシュレージエンの大貴族であった(Johannes Ziekusch, *Hundert Jahre schlesischer Agrargeschichte*, 1915, S. 391.)。

あとがき

上述のように、オーベル・シュレージエン製鉄業の再編過程で、レナルト伯の株式会社『ミネルヴァ』は解体され、その工鉱業経営は母胎たる巨大地所有から分離して株式会社『オーベル・ベダルフ』として独自の道を歩み、レナルト伯は再び農林業経営へ引退した。このばあいには、オーベル・シュレージエンの大貴族経営の特質たる耕地所有・山林所有および工鉱業経営の二者の前期的結合経営の解体の方向が、すでに新ドイツ帝國創立の時点で明示されている。これに反して、オーベル・シュレージエンの直参貴族工業の典型たるヘンケル伯の二系統の工鉱業経営は、厖大な耕地所有や山林所有を基礎として、この利用形態の重点を衰退過程にある製鉄業から徐々に石炭鉱業や亜鉛鉱業や化学工業へ移しながらも、大貴族経営の一環に編み込まれて存続し、耕地所有・山林所有および工鉱業経営の三者の前期的結合経営は帝制ドイツ崩壊の時点まで根強く維持されている。領主制的生産者類型は、前者においては帝制ドイツの成立期に解体の傾向を示し、後者においては帝制ドイツの崩壊期まで維持されており、ひとしく大貴族経営といっても、このような二つの亜種が析出されるのであるが、もとより、オーベル・シュレージエンにおいては後者が主軸的地位を占めている。ともあれ、半封建的なユンカー的生産関係(利潤・地代範疇)の支配するエルベ河以東において、そうした歴史的規定性をうける土地所有を起点とし、基礎とすると同時にたえずこれと結合する志向をもち、まさしく土地所有が資本を把握する資本類型として、オーベル・シュレージエンの大貴族経営の類型的特質が把握されうる。

——一九六三・一・三二稿——